小規模保育事業 姫島サンフレンズ保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業運営主体

| 名 | 称 | サンヨーホームズコミュニティ株式会社 |
|---|---------|---------------------------------------|
| 所 | 在 地 | 〒550-0005 大阪市西区西本町 1-4-1 |
| 電 | 話 番 号 | TEL (06) 7662-8002 FAX (06) 7662-8004 |
| 代 | 表 者 氏 名 | 代表取締役 小山 明 |

2 事業所の概要

| 施 | 設 0 |) 種 | 類 | 小規模保育事業A型 | | | | | | |
|----|-------|----------|------|---------------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 施 | 設 0 |) 名 | 称 | 姫島サンフレンズ保育園 | | | | | | |
| 協 | 設の | | +4/1 | 〒555-0033 | | | | | | |
| 加山 | 以 り | 121 11. | ᄺ | 大阪市西淀川区姫島2丁目17-23 | | | | | | |
| 連 | 連 絡 先 | | | TEL (06) 6478-5547 FAX (06) 6478-5548 | | | | | | |
| 管 | 理 | Į. | 者 | 山本 真二 | | | | | | |
| 対 | 象 | 児 | 童 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 | | | | | | |
| XJ | 豕 | 沈 | 里 | 保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童 | | | | | | |
| 認 | 可 | 定 | 員 | 0 歳児 2 人 1 歳児 7 人 2 歳児 10 人 | | | | | | |
| 利 | 用 | 定 | 員 | 満1歳以上満3歳未満の児童 17人 | | | | | | |
| 小山 | 用 | 疋 | 貝 | 満1歳未満の児童 2人 | | | | | | |
| 開 | 設生 | F 月 | 日 | 令和3年4月1日 | | | | | | |

3 事業の目的・運営方針

姫島サンフレンズ保育園(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保 育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、 園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、 園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における設備の概要

(1) 施 設

| 建 | 物 | 構 | | | 造 | 鉄筋コンクリート造 | 地上8階建ての1階 |
|---|-----|---|---|---|---|------------------------|-----------|
| 建 | 190 | 延 | ~ | 面 | 積 | 126. 47 m ² | |

(2) 主な設備

| 乳 | 児 | 室 | 1室 | 保 | 育 | 室 | 2室 |
|---|---------------|---|-------|-------|-------|------|-------|
| そ | \mathcal{O} | 他 | 調理設備、 | 沐浴設備、 | 幼児用トイ | 'レ、幼 | 児用手洗い |

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成 29 年厚生労働省告示第 117 号)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

下記8に記載する時間において、特定教育・保育及び時間外保育の提供を行います。

6 職員の職種、員数及び職務の内容 令和7年4月1日 (予定)

| | 職種 | . | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|----|------|----------|----|----|-----|-------------|
| 施 | 設 | 長 | 1 | 1 | | |
| 保 | 育 | 士 | 8 | 5 | 3 | |
| 子育 | 育て支持 | 援員 | 1 | | 1 | |
| 看 | 護 | 師 | 1 | | 1 | |
| 栄 | 養 | 士 | 2 | 1 | 1 | 内1名は、調理員です。 |

(1) 施設長

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため 必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、運営管理業務をつ かさどる。

(2) 保育士

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(3) 子育て支援員

すべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育士の業務を 支援する。

(4) 看護師

0歳児及び園児の健康管理と園全般の衛生管理を行う。

(5) 栄養士·調理員

児童の発達段階に応じて、0歳児の離乳食、1~2歳児の幼児食に係る献立を栄養士が作成し、それに基づき、給食及びおやつを調理する。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時半から18時半までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から7時半まで又は18時半から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。(時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。)

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8 時半から 16 時半までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時半まで又は16時半から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。(時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。)

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

全クラス共通で、以下の時間帯に食事の提供を行います。

| 午前間食 | 昼食 | 午後間食 | | |
|-------|-------|-------|--|--|
| 10 時頃 | 11 時頃 | 15 時頃 | | |

- ※ 献立表は毎月別途お知らせします。
- ※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。
- ※ 延長保育時は、18時半頃に補食があります。
- (3) アレルギー対応状況

除去食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

10 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が

確保されるよう、次のとおり連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

阿波座サンフレンズ保育園

| 運 | 営 | 主 | 体 | サンヨーホームズコミュニティ株式会社 | | |
|---|---|---|-----|---------------------|---|-----------------|
| 所 | 在 | | 在 地 | | 地 | 大阪市西区靭本町 3-3-11 |
| 連 | 携 | 内 | 容 | 必要に応じて、代替保育を提供すること。 | | |
| 電 | 話 | 番 | 号 | 06-6136-8738 | | |

11 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額(月額)を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で入所する場合については、在 籍日数に応じ日割計算で算定します。

- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
 - (1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。 お支払方法については、別途お知らせします。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき (ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。)
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 保護者から退園の申し出があったとき。
- (4) 保護者が格段の理由なく、入園のしおり(重要事項説明書)に記載の事項を守らず、園が改善要求をしてもそれに従わなかったとき。
- (5) 利用継続が不可能であると市が認めたとき。
- (6) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

| 医療機 | 関の | 名 | 称 | 姫島診療 | 家所 | |
|------|-----|----|----|------|----|----|
| 医院長名 | または | 医師 | i名 | 医院長 | 穐久 | 英明 |

| 所 | 在地 | | | 大阪市西淀川区姫島 2-13-20 |
|---|----|---|---|-------------------|
| 電 | 話 | 番 | 号 | 06-6473-5151 |

(2) 歯科

| 医 | 療 | 機 | 関 | の | 名 | 称 | わたなべ歯科クリニック |
|---|----|---|----|---|----|---|------------------|
| 医 | 院長 | 名 | また | は | 医師 | 名 | 医院長 渡部 祐一 |
| 所 | | | 在 | | | 地 | 大阪市西淀川区姫島 5-1-27 |
| 電 | | 話 | | 番 | | 拾 | 06-6471-3021 |

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定 する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

| 非台 | 常時 | の対 | 广応 | 別途に定める、消防計画書により対応いたします。 |
|-------|--------|-----|-----|--------------------------|
| | | | | ・自動火災報知設備 : 有 ・消火器 : 無 |
| 防 | 5 災 設 | 設 | 備 | ・非常警報器具・設備 : 有 ・誘導灯 : 有 |
| l la) | 火 | 設 ∜ | 7VH | ・スプリンクラー :有 ・避難器具 :無 |
| | | | | ・カーテンの防炎処理 : 有 |
| 避 | | | 難 | 火災を想定した避難訓練、地震を想定した避難訓練の |
| 消 | 火 | 訓 | 練 | いずれかを月1回実施(他に不審者対応の訓練) |
| | | | | 一時避難場所 南姫島公園 |
| 避 | 難 | 場 | 所 | 災害時避難所 姫島小学校 |
| Æ | 吐 朱比 勿 | | 121 | 広域避難場所 出来島地区 |
| | | | | 津波避難所 姫島小学校 |

17 特別支援教育・障がい児保育の取り組み状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合う事を基本的な考えとして障がい児保育を行っています。

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、虐待防止マニュアルの作成、運用を講じています。

19 児童の利用状況 (毎年度5月1日時点)

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 0 歳児 | 1人 | 1人 | 0人 |
| 1歳児 | 7人 | 8人 | 7人 |
| 2 歳児 | 6人 | 8人 | 7人 |

20 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| 受 | 付 | 担当 | 者 | 各クラス担任 | | | |
|---|---|-----|---|--------------------------------|--|--|--|
| 受 | 付 | 責 任 | 者 | 園長 | | | |
| | | | | レーヴ法律事務所 弁護士 柴田 洋平 | | | |
| 第 | 三 | 者 機 | 関 | 〒167-0052 東京都杉並区南荻窪 4-39-11 3階 | | | |
| | | | | 電話:03-5336-3390 | | | |
| 利 | 用 | 時 | 間 | 午前9時~午後5時 | | | |
| 受 | 付 | 方 | 法 | 面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。 | | | |

21 利用者に対しての保険の種類・保険事故(保険者の保険金支払義務を具体化させる 事故)・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

| 保 | 険 | 0 | 種 | 類 | 三井住友海上 | | | |
|---|-----|-----------|---|---|----------------------------------|--|--|--|
| 保 | 険 | 0) | 内 | 容 | 賠償責任保険・傷害保険(学校契約団体) | | | |
| 保 | | 全 | 金 | 額 | 賠償責任:支払限度額1人につき4000万円、1事故につき8000 | | | |
| | 17仝 | | | | 万円 | | | |
| | 陜 | | | | 傷害: 死亡・後遺障害100万円/人、入院保険金日額1千円/人、 | | | |
| | | | | | 通院保険金日額 500 円/人 | | | |

22 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

| 項目 | 受審、実施状況 | 受審、実施結果 | | |
|-----------|---------|---------|--|--|
| 第三者評価受審状況 | R5 年度実施 | 概ね良好 | | |
| 自己評価の実施状況 | 毎年度実施 | 概ね良好 | | |

23 子ども・子育て支援法第51条第2項若しくは第4項又は第57条第2項若しくは第4項の規定により、公表・公示された旨(適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無)なし

24 当園におけるその他の留意事項

| 喫 煙 | 当園の敷地内はすべて禁煙です。 | | | |
|---------|-----------------------------|--|--|--|
| 宗教活動、政治 | 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教 | | | |
| 活動、営利活動 | 活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 | | | |

25 個人情報の保護に関する基本方針

当園では園で知りえた個人情報は、個人情報保護法に基づき適法に取り扱います。

重要事項説明書についての同意

| 令和 | 年 | 月 | 日 | | | |
|-------------|------|------|------|--------|----------|------------|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 当園にお | ける保育 | の提供を | 開始する | にあたり、本 | 書面に基づい | て、重要事項の説明を |
| 行いまし | た。 | | | | | |
| 施設名 | 姫島サン | フレンズ | 保育園 | _ | | |
| 説明者 | | | | _ | | |
| | | | | | | |
| 私は、 | 本書面に | 基づいて | 、姫島サ | ンフレンズ保 | 育園の利用に | あたっての重要事項の |
| 説明を受 | け、同意 | しました | 0 | | | |
| 保護者住 | 所 | | | | _ | |
| <u>保護者氏</u> | :名 | | | (E | <u>D</u> | |
| 児童との | 続柄 | | | | _ | |
| 児童名 | | | | | _ | |

別表

時間外保育に係る利用者負担

30 分あたり 500 円 (月あたり 朝・夕それぞれ上限 5,000 円)

※支払い方法は口座振替とし、現金での授受は行なわないものとする。

実費徴収

カラー帽子代 1,100 円程度 写真代 1 枚あたり 60~150 円 (希望者のみ) 連絡帳製本代 1 冊あたり 880~1,870 円 (希望者のみ)

※支払い方法は口座振替とし、現金での授受は行なわないものとする。 ※写真代・連絡帳製本代は、園ではなく、株式会社コドモンに支払うものとする。